

箕面市勤労者互助会総合健診 利用者補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、箕面市勤労者互助会規約第3条第2号に規程する福利厚生事業の一環として、総合健診受診者に対する補助金支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「総合健診」とは、一般の健康診断、生活習慣病予防健診及び人間ドック等の健診であって、医療機関において行われるものをいう。

(補助の対象及び範囲)

第3条 箕面市勤労者互助会の会員が総合健診を受診したとき、補助金を支給するものとする。ただし、補助の適用は、毎年度1回限りとし、受診日現在35歳以上（一般の健康診断を除く）で現に内臓疾患で治療を受けていない者とする。

また、労働安全衛生法（昭和47年法律第49号）第66条の規程に基づき、事業所に実施義務のある健康診断に係るものを除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、受診者が総合健診についての費用として、健診を受けた医療機関（以下「健診機関」という。）に既に支払った額とする。

2 前項の規程にかかわらず、補助金の額は、次の各号に掲げる額を限度とする。

(1) 35歳以上の者

①人間ドックで既に支払った額が2万円以上の場合
7,000円

②人間ドックで既に支払った額が2万円未満の場合
5,000円

③生活習慣病予防健診 4,000円

(2)一般の健康診断 2,000円

(補助金の申請等)

第5条 補助金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、総合健診補助金請求書（様式第1号）に、健診機関が発行した健診料の領収書を添付のうえ、箕面市勤労者互助会に申請しなければならない。

(認定)

第6条 補助事業の支給に関する認定は、領収書その他に基づき会長が行うものとする。

(補助金の決定通知)

第7条 補助金の支給が決定したときは、互助会給付金決定通知書（様式第2号）を準用し、会員等に送付するものとする。

(補助金の支給)

第8条 補助金は、互助会給付金決定通知書（様式第2号）を送付後、速やかに会員等に支給するものとする。

(補助金の返還)

第9条 偽り、その他不正の行為により補助金の支給を受けた者は、会長の返還命令に従って、速やかに受領した補助金を返還しなければならない。

(その他の事項)

第10条 この規程の施行について必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に発生した補助金支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 「人間ドックで既に支払った額が2万円以上の場合」について、平成28年6月1日から平成29年3月31日は給付額を8,000円とする。